

議案第3号

平成18年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補 正予算

平成18年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成18年11月27日提出

鳥取県知事 片 山 善 博

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成19年度から 平成23年度まで	131,958 ^{千円}